

個人番号（マイナンバー）事業所説明会資料

平成27年12月24日

宮代町 健康介護課

個人番号（マイナンバー）制度開始に伴う

介護保険関係の申請等について



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、平成27年10月から個人番号(マイナンバー)及び法人番号の通知が始まりました。また、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。

介護保険についても、平成28年1月1日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号（マイナンバー）が追加され、届出書、申請書に個人番号（マイナンバー）を記入する欄が追加されます。

このため、代理・代行で各種申請を行う際は、以下の点にご留意くださいますよう、お願いいたします。

I. 個人番号の記載が必要となる主な届出書、申請書

1. 平成28年1月1日から原則として新しい届出書、申請書を使用し、申請者本人の個人番号を記入していただきます。（申請書によっては、世帯員の個人番号も記入していただきます。）

新しくなる主な書類は、下記のとおりです。

- (1) 介護保険住所地特例適用・変更・終了届
- (2) 介護保険被保険者証交付申請書
- (3) 介護保険被保険者証等再交付申請書
- (4) 介護保険要介護(更新)認定・要支援(更新)認定申請書
- (5) 介護保険要 介護認定・要支援認定区分変更申請書
- (6) 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書
- (7) 介護保険高額介護(居宅支援)サービス費支給申請書
- (8) 介護保険負担限度額認定申請書
- (9) 高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- (10) 介護保険基準収入額適用申請書

※(4)、(5)、(6)は、資料末尾に添付しました。

II. 代理申請時

1. 代理権の確認のために、下記事項を確認させていただきます。
 - (1) ケアマネジャーが申請する場合、原則として委任状が必要です。ただし、委任状によることが困難な場合には、次のア、イで、確認させていただきます。
 - ア 本人の介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証、公的医療保険被保険者証等、官公署等から、本人に対し一に限り発行・発給された書類

イ アがない場合、Iの1(6)の居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書が出されていて、代理人であるケアマネジャーがその事業所に所属していることを職員証等で確認できること

(2) 施設職員が申請する場合も原則として委任状が必要です。ただし、委任状によることが困難な場合には、次のア、イで、確認させていただきます。

ア 本人の介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証、公的医療保険被保険証等、官公署等から、本人に対し一に限り発行・発給された書類

イ アがない場合、施設入所に係る契約書(写し可)を提示の上、代理人がその施設に所属していることを職員証等で確認できること

2. 代理人の身元確認のために、代理人に対して発行された下記証明書等を確認させていただきます。

(1) 顔写真付の官公署等から発行された証明書等いずれか1つ

ア 個人番号カード

イ 運転免許証

ウ パスポート

エ 住民基本台帳カード

オ 介護支援専門員証 など

(2) (1)がない場合は官公署等から発行された証明書等で、氏名、生年月日又は住所が記載されたものをいずれか2つ

ア 公的医療保険被保険証

イ 年金手帳

ウ 介護保険被保険者証 など

3. 本人の個人番号の確認をさせていただきます。

(1) 下記のうち、いずれか1つ

ア 本人の個人番号カード(写し可)

イ 本人の通知カード(写し可)

ウ 本人の個人番号が記載された住民票の写し

(2) (1)がない場合

ア 官公署又は民間事業所から本人に対して発行された書類で個人番号、氏名、生年月日又は住所が記載されたもの

Ⅲ. 届出、申請にかかる留意事項

1. 代理権の授与が困難な被保険者に係る申請を行う場合

本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書に個人番号を記入しないで提出してください。

2. 代理権のない使者として申請を行う場合

代理権がない場合でも、本人の代わりに使者として申請書を提出することができます。

この場合は本人からの郵送による提出と同様に扱われるため、申請書を封筒に入れて個人番号が見えないようにするなどの措置を講じてください。

なお、本人の個人番号確認、身元確認については郵送による場合と同様に行われますので、下記の書類を同封してください。

(1) 本人の個人番号確認のため、下記のうちいずれか1つ

ア 本人の個人番号カードの写し

イ 本人の通知カードの写し

ウ 本人の個人番号が記載された住民票の写し

エ ア～ウがない場合は、官公署又は民間事業所から本人に対して発行された書類で個人番号、氏名、生年月日又は住所が記載されたものの写し

(2) 本人の身元確認のため、下記の書類等の写し

ア 個人番号カード

イ 運転免許証

ウ 運転経歴証明書

エ パスポート

オ 身体障害者手帳

カ 精神障害者保健福祉手帳

キ 療育手帳

ク 在留カード

ケ 特別永住者証明証

コ 住民基本台帳カード など

シ ア～コのような顔写真付証明書がない場合は、官公署又は民間事業所から本人に対して発行された書類で、個人番号、氏名、生年月日又は住所が記載されたものを2つ以上

3. 同様の申請で以前に個人番号を記入したことがある場合

同様の申請、例えば要介護認定の新規申請、更新申請、区分変更申請が以前に行われ、その際に個人番号の記載がされていた場合で、その申請書等が役場に保存されていれば個人番号の記入を省略することができます。

ただしこの場合でも、代理人の身元確認は行います。

IV. その他、個人番号制度に関する留意事項

1. 個人番号の収集、利用に関する留意事項

介護保険事業者は、本人から委任された権限の範囲内で個人番号を利用する事務を行っているに過ぎません。このため、この権限を超えて個人番号を利用することはできません。

(1) してはいけないこと

ア 利用者の個人番号をメモして保管すること

イ 個人番号が記載された申請書（写し）などをそのまま保管すること。

※申請書等の写しを保管する必要がある場合は個人番号を黒塗りするなどの対応を行う。

ウ 個人番号をその内容に含む特定個人情報をもやみに提供すること。

エ その他、法律に定められた目的以外の利用を行うこと。

(2) 入所施設での個人番号カード等の保管について

認知症であり、かつ、家族や青年後見人のいない利用者等が施設に入所している場合は、施設において個人番号カードや通知カード、個人番号が記載された書類等を保管しても差し支えありません。ただし、国等からの通知に基づき、適切に取り扱ってください。

この資料は、現在確認できている国や県からの通知をもとに作成しています。

今後、新たな通知等があった場合や制度実施後の状況により変更になることが考えられますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

(委任状の作成例)

委 任 状

平成 年 月 日

委任者 住 所

氏 名 印

連絡先

私は下記の者を代理人と定め、
権限を委任します。

に関する

代理人 住 所

氏 名

連絡先